

年金生活者支援給付金請求手続きのご案内

(令和8年4月改定版)

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入金額やその他の所得が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

- 年金生活者支援給付金を受け取るためには、「年金生活者支援給付金請求書」の提出が必要です。
- 年金生活者支援給付金の支給要件や給付額等については、次ページ以降をご覧ください。

年金生活者支援給付金を受け取るまでの流れ

- ① 「年金生活者支援給付金請求書」に氏名などを記入してお近くの**年金事務所**に提出（郵送による提出も可能です）

※ これから基礎年金を請求する方は、基礎年金の請求書と一緒に提出してください。



- ② 支給要件に該当した場合は、日本年金機構から支給決定通知書が到着

※ 支給要件に該当しなかった場合は、不該当通知書を送付します。



- ③ 初回お支払い月の上旬に日本年金機構から振込通知書が到着



- ④ 年金と同じ口座で年金生活者支援給付金を受け取り

※ 原則、偶数月の15日に、その前月までの2カ月分を年金とは別途お支払いします。
例えば、4月には、2月分および3月分の年金生活者支援給付金をお支払いします。
なお、15日が土日または祝日の際は、その直前の金融機関の営業日となります。

ご注意ください

原則、請求した月の翌月分からのお支払いとなりますので、お早めに手続きをお願いします。

老齢（補足的老齢）年金生活者支援給付金の概要

○ **支給要件** 以下の支給要件をすべて満たしている方が対象となります。

- ① 65歳以上※¹で、老齢基礎年金※²を受けている
- ② 請求する方の世帯全員の市町村民税が非課税となっている
- ③ 前年の年金収入金額とその他の所得の合計が以下のとおりである※³

- 昭和31年4月2日以後生まれの方
 - ・老齢年金生活者支援給付金…809,000円以下
 - ・補足的老齢年金生活者支援給付金…809,000円を超え909,000円以下
- 昭和31年4月1日以前生まれの方
 - ・老齢年金生活者支援給付金…806,700円以下
 - ・補足的老齢年金生活者支援給付金…806,700円を超え906,700円以下

※¹ 請求書は、65歳になる誕生日の前日以前にご提出ください。

※² 旧法の老齢年金、旧共済の退職年金、その他の老齢・退職を支給事由とする年金であって、政令で定める年金についても対象となります。

※³ 障害年金・遺族年金等の非課税収入は含まれません。

○ 給付額

・老齢年金生活者支援給付金（次の①と②の合計額となります。）

① 保険料納付済期間に基づく額（月額） = $5,620円 \times 保険料納付済期間 / 480月$

② 保険料免除期間に基づく額（月額） = $11,768円※ \times 保険料免除期間 / 480月$

※ 保険料免除期間に乗じる金額は、毎年度の老齢基礎年金の改定に応じて変動します。

・昭和31年4月2日以後生まれの方は、保険料全額免除、3/4免除、1/2免除期間は11,768円（老齢基礎年金満額（月額）の1/6）、保険料1/4免除期間は5,884円（老齢基礎年金満額（月額）の1/12）となります。

・昭和31年4月1日以前生まれの方は、保険料全額免除、3/4免除、1/2免除期間は11,734円、保険料1/4免除期間は5,867円となります。

・補足的老齢年金生活者支援給付金

保険料納付済期間に基づく額（月額）に調整支給率を乗じて得た金額となります。

$5,620円 \times 保険料納付済期間 / 480月 \times 調整支給率※$

※ 昭和31年4月2日以後生まれの方： $(909,000円 - 前年の年金収入金額とその他の所得の合計) \div 100,000円$

昭和31年4月1日以前生まれの方： $(906,700円 - 前年の年金収入金額とその他の所得の合計) \div 100,000円$

給付額計算の例【老齢年金生活者支援給付金（昭和31年4月2日以後生まれの方の場合）】

納付済月数が240カ月、全額免除月数が50カ月、1/4免除期間が30カ月の場合

① $5,620円 \times 240/480月 = 2,810円$

② $11,768円 \times 50/480月 = 1,226円$

③ $5,884円 \times 30/480月 = 368円$

<合計> ① 2,810円 + ② 1,226円 + ③ 368円 = 4,404円（月額）

給付額の算出方法についての注意事項

・昭和16年4月1日以前に生まれた方は、生年月日に応じて480月を短縮します。

・保険料納付済期間および各保険料免除期間に基づく額の計算結果に50銭未満の端数が生じたときは切り捨て、50銭以上1円未満の端数が生じたときは1円に切り上げます。

障害年金生活者支援給付金の概要

- **支給要件** 以下の支給要件をすべて満たしている方が対象となります。
 - ① 障害基礎年金※1を受けている
 - ② 前年の所得※2が「4,794,000円+扶養親族の数×38万円※3」以下である
 - ※1 旧法の障害年金、旧共済の障害年金であって、政令で定める年金についても対象となります。
 - ※2 障害年金等の非課税収入は、年金生活者支援給付金の判定に用いる所得には含まれません。
 - ※3 同一生計配偶者のうち70歳以上の者または老人扶養親族の場合は48万円、特定扶養親族または16歳以上19歳未満の扶養親族の場合は63万円となります。
- **給付額**
 - ・ 障害等級が1級の方：7,025円（月額） ・ 障害等級が2級の方：5,620円（月額）

遺族年金生活者支援給付金の概要

- **支給要件** 以下の支給要件をすべて満たしている方が対象となります。
 - ① 遺族基礎年金を受けている
 - ② 前年の所得※1が「4,794,000円+扶養親族の数×38万円※2」以下である
 - ※1 遺族年金等の非課税収入は、年金生活者支援給付金の判定に用いる所得には含まれません。
 - ※2 同一生計配偶者のうち70歳以上の者または老人扶養親族の場合は48万円、特定扶養親族または16歳以上19歳未満の扶養親族の場合は63万円となります。
- **給付額**
 - ・ 5,620円（月額）
 - 2人以上の子が遺族基礎年金を受け取っている場合は、5,620円を子の人数で割った金額をそれぞれにお支払いします。
(50銭未満の端数は切り捨て、50銭以上1円未満の端数は1円に切り上げます。)

留意事項

- **添付書類について**

市町村から提供を受ける所得情報等により、年金生活者支援給付金の支給要件を満たしているか判定しますので、原則、添付書類は必要ありません。

※ 所得情報等を確認できない場合など、添付書類の提出をお願いする場合があります。

※ 所得に関する情報について、関係法令に基づき申告義務がある場合に、正しく申告する必要があります。
- **年金生活者支援給付金の支給要件を満たさなくなった場合**

支給要件を満たさなくなった場合、年金生活者支援給付金は支給されません。その際は「年金生活者支援給付金 不該当通知書」をお送りします。
- **このような場合は届出が必要です**

次の①～③のいずれかの事由に該当した場合、年金生活者支援給付金は支給されません。

 - ① 日本国内に住所がないとき
 - ② 年金が全額支給停止のとき
 - ③ 刑事施設等に拘禁されているとき

なお、上記の①または③に該当した場合は、届出が必要となりますので、裏面の『給付金専用ダイヤル』にご相談ください。
- **世帯構成が変更になった場合等**

所得等の要件により不該当となった方でも、「世帯構成の変更」や「所得額の更正」等により支給要件に該当した場合は、改めて年金生活者支援給付金請求書をご提出いただくことで年金生活者支援給付金を受け取ることができますので、お早めにご相談ください。
- **年金生活者支援給付金の支給対象期間について**

年金生活者支援給付金は、1年ごとに前年の所得情報等に基づき継続支給の判定が行われます。継続支給の判定結果は、毎年10月分（12月支払）から1年間反映されます。

年金生活者支援給付金相談チャットなどでのお問い合わせ

- 日本年金機構ホームページでは、よくあるお問い合わせに自動でお答えする「年金生活者支援給付金相談チャット」を開設しています。

<https://www.nenkin.go.jp/service/seidozenpan/chatbot.html>



- 年金生活者支援給付金に関するお知らせや各種お手続きなどについて、「日本年金機構ホームページ」でもご案内しています。

<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/shienkyufukin-sougou.html>



年金生活者支援給付金の一般的なお問い合わせは「給付金専用ダイヤル」へ



0570-05-4092

全国一律の通話料金でご利用いただけます。
ナビダイヤル® 通話料金定額プランの対象外です。

050から始まる電話番号からおかけになる場合 (東京) [03-5539-2216](tel:03-5539-2216)

〔 受付時間 〕	月 曜 日※1	8:30~19:00
	火~金曜日	8:30~17:15
	第2土曜日※2	9:30~16:00

※1 月曜日が祝日の場合は、翌日以降の平日の初日に19:00まで受け付けます。

※2 第2土曜日以外の土・日・祝日、12/29~1/3はご利用いただけません。

お問い合わせの際は、基礎年金番号またはマイナンバーがわかるものをご用意ください。

<おかけ間違いにご注意ください>

- 「0570」の最初の「0」は省略しないでください。
- 「0570」の前に市外局番をつけないでください。

<代理の方がおかけになる場合>

- 二親等以内の方は代理人として、通知の内容についてのみお問い合わせいただけます。
- お電話の際はご本人の基礎年金番号に加え、代理人の方の基礎年金番号も必要です。
- マイナンバーでのお問い合わせはご本人または法定代理人からの場合のみとなります。

○ お電話がつながりやすい時期

- ▶ 週の後半
- ▶ 月の後半
- ▶ 第2土曜日

△ お電話がつながりにくい時期

- ▶ 月曜日など休日明け
- ▶ お手元に通知書などが届いた直後から5日間程度